

[学術論文]

# 愛知県知多半島朝倉・牟山神社例祭日の変遷

—近世・近代における日程変更を中心に—

The Changes of the Annual Festival Date of Musan Shrine in Asakura, Chita Peninsula, Aichi Prefecture: Focusing on the early modern period and the modern period

牧野 由佳

Yuka MAKINO

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 35

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 35号

2021年1月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JANUARY 2021

〔学術論文〕

## 愛知県知多半島朝倉・牟山神社例祭日の変遷

—近世・近代における日程変更を中心に—

牧野 由佳

はじめに

- 一 明治時代以前の牟山神社例祭日
- 二 大正時代以降の牟山神社例祭日の遷り変わり
- 三 総括  
おわりに

要旨

民俗芸能「朝倉の梯子獅子」が奉納される牟山神社（愛知県知多市朝倉地区）の例祭は、現在毎年一〇月第一日曜日に斎行されている。この牟山神社例祭について、昭和四五年（一九七〇）に知多市教育委員会が刊行した知多市文化財資料第一集『朝倉の梯子獅子』等には、例祭日は旧暦四月八日だったが、江戸時代から昭和時代にかけて四度、日程変更が行なわれた旨が記される。しかし、それらの典拠は同書ではほとんど示されていない。また、牟山神社等に所蔵される歴史資料には、同書で説明される例祭日の変更時期とは一部異なる内容が記される。本稿では、牟山神社例祭日の変遷に関して、歴史文献を中心に検討し、史実を可能な限り明らかにすることを目的とする。

キーワード  
神社例祭・神事芸能・獅子舞・梯子獅子・文化財

はじめに

愛知県の知多半島の北西部に位置する知多市朝倉地区には、「朝倉の梯子獅子」と呼称される民俗芸能がある。本芸能は、朝倉地区の氏神社である牟山神社むさんの例祭で奉納され、高さ約一〇メートルの梯子と櫓でアクロバティックな芸を行なう獅子舞として知られている。

本芸能が奉納される牟山神社例祭は、現在は毎年一〇月第一日曜日に斎行されている。この牟山神社例祭日の変遷については、知多市教育委員会が昭和四五年（一九七〇）に刊行した知多市文化財資料第一集『朝倉の梯子獅子』等において説明されている。同書では、牟山神社例祭は旧暦四月八日に行なわれていたが、四度の日程変更が行なわれたと記される。江戸後期や明治期までは旧暦八月八日に行なわれ、明治末期に一〇月一日に変更、さらに昭和初期に一〇月一〇日へ変更され、現在では一〇月第一日曜日に行なわれるようになったと説明しているのである。

しかし、牟山神社等に所蔵される歴史資料によると、同書で説明される例祭日の変更時期は史実を正確に伝えていないことが明らかとなってきた。筆者は、本例祭で奉納される朝倉の梯子獅子の研究を進めているが、例祭日の変更によって、その後、当該芸能の意味・解釈に

変化がもたらされた可能性があると考えている。そうした観点から、本稿では牟山神社例祭日の遷り変わりに関して、歴史文献を主たる資料として検討し、史実をできる限り明らかにしたい。

### 一・明治時代以前の牟山神社例祭日

牟山神社例祭日の日程に関して知多市教育委員会が編纂した『朝倉の梯子獅子』には、例祭日について、次のような変遷があると記されている。

例大祭は、旧暦の四月八日に行なわれたといわれるが、時代とともに例祭の日は変化している。神社の大幟を立てるに必要な鉄心棒に「文久三年八月」と刻まれたものが現存する。この頃は旧暦の八月八日が例大祭であった。明治四二年に新暦の十月一日となり、昭和四年からは、十月十日と定められた。それが最近、大都市への通勤者の増加もあって、昭和三八年からは、十月の第一日曜日に行なうようになった。〔知多市教育委員会編 一九七〇 五

—六—

つまり、本書では、

旧暦四月八日↓旧暦八月八日↓新暦一〇月一日（明治四二年（一九〇九）に変更）↓一〇月一〇日（昭和四年（一九二九）に変更）↓一〇月第一日曜日（昭和三八年（一九六三）に変更）

となったと説明しているのである。この説明は、『知多市誌』にも引用されるなど、史実として定着している〔知多市誌編さん委員会編 一九八三 九七〕。しかし、これらの文献には、典拠がほとんど示されていない<sup>1)</sup>。本節では、まず江戸時代から明治時代までの牟山神社例祭日について考察する。

はじめに、上記の先行文献では、旧暦四月八日が、伝承で知ることのできるもつとも古い例祭日としている。この旧暦四月八日については、同書を執筆する際の聞き取り調査によって得られた情報の可能性があるが、調査の過程等の詳細は示されていない。また、関連する史料も現段階では見出されていないため、史実として認めてよいか現時点では判断を保留すべきであろう。

現在筆者が確認している、例祭に関する情報が得られる史資料は、旧暦八月八日の例祭以降のものである。先行文献のひとつ『朝倉の梯子獅子』では、神社の大幟を立てるための鉄心棒に「文久三年八月」と刻まれていたことをもって、江戸後期に例祭日が八月八日に行なわれていたと推測している〔知多市教育委員会編 一九七〇 五〕。

筆者は、旧暦八月八日の例祭齋行に関して、この鉄心棒のほかに、次の二点の史資料が手掛かりとなると考える。一点目は、江戸時代後期の史資料である。その資料とは、朝倉村の北部の隣村・中嶋村の古文書である。本資料は、昭和六三年（一九八八）に刊行された『知多市民俗資料館年報三』に翻刻が掲載されているが、解題や書誌情報は記されておらず、翻刻者や所蔵先等は不明である。本文書には、朝倉

の氏神山（牟山神社）<sup>(2)</sup>の獅子舞に関する記述がある。

乍恐御訴訟奉申上候御事

去<sup>ル</sup>八日夕、朝倉村氏神山<sup>ニ</sup>獅子舞興行御座候付、私共友輩八人連<sup>ニ</sup>見物<sup>ニ</sup>罷越候処、右場所おゐて、當村九兵衛と古見村新十と申者聊口論いたし、彼是取合申候処、朝倉村若<sup>キ</sup>者共大勢炊燈を持右九兵衛を理不盡<sup>ニ</sup>取困<sup>ミ</sup>、片邊<sup>江</sup>引出<sup>シ</sup>、多勢<sup>ニ</sup>打擲いたし申候。

(中略)

巳八月十一日

(中略)

神田崑三郎様

御陣屋

右之者共御訴訟奉申上候。始末吟味仕候処相違無御座候。已上。

右村庄屋 平松八郎右衛門 <sup>(印)</sup>

組 頭 助 三 郎 <sup>(印)</sup>

〔知多市民俗資料館編 一九八八 二九一—三〇〕

本資料は、中嶋村庄屋・平松八郎右衛門が横須賀代官・神田崑三郎に宛てた訴訟の申立書である。『知多市民俗資料館年報三』には、本資料の書誌情報等が残念ながら書かれていないが、筆者は本資料の作成年について次のように推測する。『知多市民俗資料館年報三』には、「巳

八月十一日」と翻刻されるが、神田崑三郎が横須賀代官を務めたのは文政九年（一八二六）から天保元年（一八三〇）の四年間であり〔横須賀町史編集委員会編 一九六九 八五〕、神田崑三郎の在任期間中に、巳年はあたらない。そのため、「巳」は「己」の誤りの可能性があるとして推察され、本資料は文政一二年（一八二九、己丑）に書かれたものと推測する<sup>(3)</sup>。

以上を踏まえ、本資料の概要を簡単にまとめると次のとおりである。文政一二年（一八二九）八月八日、中嶋村の若者が八人で連れ立ち、朝倉村の氏神山（牟山神社）で行なわれた獅子舞興行の見物に行ったところ、そのうちの一人・九兵衛が、同所にて古見村の者と口論となった。すると、大勢の朝倉村の若者たちが九兵衛を取り囲み、暴行に及んだのであった。その後については、本稿の引用文では（中略）として割愛したが、内容は次のとおりである。その後、九兵衛は医者にかかったが、重傷を負い、命の心配もある。こうしたことにより、中嶋村の庄屋は朝倉村の若者たちに対して訴訟を起こしたのであった<sup>(4)</sup>。

本資料は、江戸時代後期の村々の関わりを知る上で貴重な歴史資料であるが、ここで注目されるのは、「朝倉村の氏神山で八月八日に獅子舞が行なわれていた」ことが、本資料により明らかになった点である。獅子舞興行と書かれているが、当時、獅子舞は、理由なく楽しみだけで行なうことはできなかったと考えられる。本資料内の獅子舞についても、氏神山で行なっていることから、牟山神社の神事として奉納す

(牧野 由佳)

るための獅子舞であったと推察される。本資料により、江戸時代後期、同社例祭は旧暦八月八日に齋行されていたと考えられるのである。この時の獅子舞が現在の梯子獅子のような梯子や櫓を使用していたかは本資料からは知ることができない。しかし、朝倉村で行なわれた獅子舞は、他村からも見物人がやってくるほど人気のある芸能だったことも読み取ることができる。

二点目は、知多市歴史民俗博物館に所蔵される史資料、牟山神社の

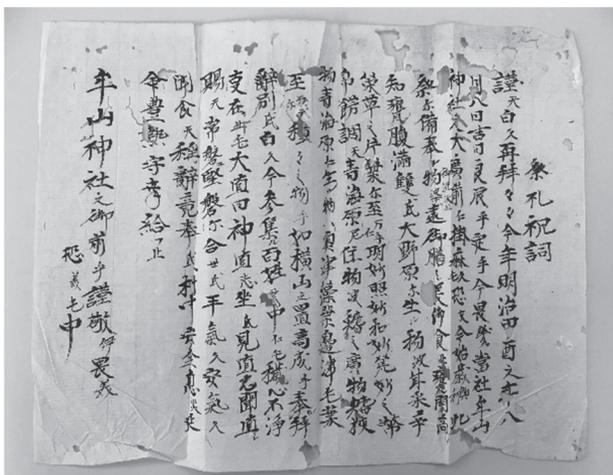


写真1 牟山神社「祭礼祝詞」  
(知多市歴史民俗博物館蔵・筆者撮影)

「祭礼祝詞」

である。本資料は、縦二八・二×横三七・〇厘の楮紙に墨書された一枚物の資料で、四つ折りにされた跡がある。本資料には、牟山神社例祭の式典における祝詞が記され

ている。同資料の冒頭には「今年明治<sup>(天保)</sup>□西之年八月八日吉日」と書かれ、明治期の酉年の祝詞であると考えられる。明治期の酉年は、明治六年（一八七三）・明治一八年（一八八五）・明治三〇年（一八九七）・明治四二年（一九〇九）であり、このいずれかの祝詞の可能性が高いが<sup>⑤</sup>、欠損により判読不能な文字があり年代の特定は現時点では難しい。しかし本資料により、明治時代には八月八日に例祭が齋行されていた時期があることがわかる。

本資料からは、八月八日が新暦・旧暦どちらの暦であったかは明記されていない。明治期、民間では場合によって新暦だけでなく旧暦も使用されており、本資料は新暦八月八日あるいは旧暦八月八日、双方の可能性がある。ただ、明治末期の牟山神社所蔵資料の中に旧暦表記の帳簿が多数あることから、同社では明治期も日常的に旧暦を使用していたと考えられ、本資料の八月八日も旧暦ではないかと推察する。

以上の二点の資料により、少なくとも文政一二年（一八二九）以降は、牟山神社例祭は旧暦八月八日に齋行されていたと考えられる。また、新暦・旧暦の別は明らかではないが、明治時代についても八月八日に齋行されていた時期があることがわかる。

ただし、明治後期には、実際には八月八日以外に例祭を齋行した年を確認することができる。牟山神社蔵の『明治四拾年供物雑品支払帳』（横半帳）には、この年、旧暦八月一五日に例祭が行なわれたと記されている。本記録は、月次祭や農休祭などの供物や支払いなどについて記した資料である。記録からは事情は定かではないが、この年には、

例年は八月八日に行なわれる例祭を、月次祭の八月一五日に実施しているのである。当社には、他に明治三八年（一九〇五）・明治四一年（一九〇八）の『供物雑品支払帳』（共に横半帳）が蔵されているが、この兩年の旧暦八月一五日には、通常の月次祭には供えられない御鏡餅や魚類が供えられている。このことより、兩年は、この日に例祭が斎行された可能性が高い。

明治期の例祭について知ることができる資料は現時点では上記の記録しか確認できず、旧暦八月一五日の例祭が定着していたか、例年とは異なる日取りであったかは断定できない。しかしながら、明治後期は、例祭を旧暦八月一五日に行なっていた年もあったことは明らかである。

## 二 大正時代以降の牟山神社例祭日の遷り変わり

前節では、江戸時代から明治時代にかけての例祭日について考察した。その後、大正時代以降はどのように遷り変わっていったのだろうか。『朝倉の梯子獅子』には、牟山神社の例祭は「明治四二年に新暦の十月一日となり、昭和四年からは、十月十日と定められた」と記され、明治末期には一〇月一日に例祭が変更されたとされる。さらに昭和初期には一〇月一日に変更となったと書かれているが、果たしてこれは史実なのだろうか。

牟山神社には、牟山神社関係資料及び朝倉の梯子獅子関係資料群が残されている。この資料群は、主に近世・近現代の文書・記録類や写

真、印刷物等である。一部の資料は、昭和三〇年代・四〇年代に数名の地域住民が、朝倉の梯子獅子について文化財としての関心から調査を行なった際に活用されたと推察される。しかし、大半を占める近現代の資料は、従来の研究では活用されず、存在自体もほとんど知られてこなかった。

この資料群の中には、大正時代の例祭日に関する資料が含まれている。その資料とは、「例祭日変更願」〔牧野 二〇二〇b〕である<sup>8)</sup>。本資料は、大正一〇年（一九二一）八月に牟山神社社掌と氏子総代三名より、愛知県知事へ提出した請願書の案文と考えられる。なぜ、愛知県知事へこのような請願書を提出する必要があったのだろうか。

大正九年（一九二〇）に愛知県において出版された『神社諸願届記載例』<sup>9)</sup>は、神社に係する届出書の記載例と、神社に係する法令や訓令を掲載した書物であるが、本書には、愛知県で大正六年（一九一七）に施行された「縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者服務處務ニ關スル件」という県令も掲載されている。この県令の第二一条には、「神社ノ例祭日ヲ変更セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ知事ノ認可ヲ受クヘシ」〔小浜編 一九二〇 一八九〕と記されている。牟山神社所蔵の「例祭日変更願」は、この県令を受けて作成されたものと考えられるのである。その文言は次のとおりである<sup>8)</sup>。

愛知県知多半島朝倉・牟山神社例祭日の変遷  
(牧野 由佳)

三〇

例祭日変更願

[牧野 二〇二〇b 一一七—一一八]

愛知県知多郡八幡村大字新知字東屋敷貳番地

村社 牟山社

現在例祭日 變更例祭日

拾月壹日 拾月拾日

一 變更ヲ要スル事由

(二字後並)

一、當村ハ、近來頓ニ養蚕業ノ飼育盛トナリ来ル為メ、現在ノ例祭

日ニハ未ダ晩秋蚕ノ飼育中ニテ、兎モスルト各戸毎神社参拜スル

コト不可能タルニ依リ、時勢ニ考ミ、拾月拾日ヲトシテ、一層敬神

思想ヲ普及シタキモノナリ。

二、境内擴張竣工日ナルヲ以テ云バ神社ノ一大事業ヲ達成シタル

吉日ニ當レバ、一般氏子モ賛意ヲ表シテ、爾後永遠ニ例祭日ト

シテ式典ヲ舉行致シタキニ依ルモノナリ。

右御認可相成度此段奉願候也。

大正拾年八月 日

(一字分空欄)

社掌 森岡 政一

氏子惣代山口彦太郎 印

近藤儀兵衛 印

山口忠太郎 印

愛知県知事川口彦治殿

(字体は可能な限り原文通り。句読点は私に付す。以下同じ。)

『神社諸願届記載例』には、県令「縣社以下神社ノ神職氏子崇敬者  
服務處務ニ關スル件」第二二条関連の書類様式として「例祭日変更願」  
の記載例も掲載されているが、本資料はその記載例に則って記されて  
いる。

本資料には、大正一〇年(一九二二)八月当時の例祭日が一〇月一  
日であることや、この年に例祭日を一〇月一〇日に変更したいと申し  
出たことが記されている。また、この変更を希望する理由としては、  
①地域の主要産業となった養蚕業への配慮、②当時実施していた境内  
拡張工事の終了時期への配慮、この二点を挙げている。養蚕業につい  
ては、特に晩秋蚕の飼育時期と例祭日が重なることより、例祭日の変  
更を求めている。

一〇月一日から一〇日への日程変更は許諾されたのだろうか。これ  
については、牟山神社の所蔵で、大正一一年(一九二二)から昭和初  
期に、同社氏子総代によって記されたと考えられる『日誌』に関連記  
事を見ることが出来る。この大正一一年(一九二二)から昭和初期の  
時事を記載した『日誌』は、袋綴装の冊子本である。本文は罫紙(縦  
二四・〇×横一五・〇糎)に書かれており、現時点で確認できる氏子  
総代による日誌一四冊の中でもっとも古いものである。

本資料の大正一一年(一九二二)一〇月一〇日条に注目すると、「例  
祭二付キ午前十時神拝、供進使早川正太郎氏参向セラシ」(牟山神社所

蔵、氏子による『日誌』による」とあり、大正二十一年（一九二二）には一〇月一〇日に例祭が挙行されていたことが確認できる。この記述により、「例祭日変更願」の願い出は許諾されたことがわかる。

ただし、実際は「例祭日変更願」が提出される前から一〇月一〇日に例祭が行なわれていた。牟山神社所蔵の大正九年（一九二〇）『金銭出入帳』（横半帳）には、この年の例祭が一〇月一〇日に斎行されたことが記される。一方、その前年の大正八年（一九一九）『金銭出入帳』（横半帳）には、変更前の日程の一〇月一日に例祭が行なわれたことが記録されている。以上により、実際は、県に変更願が提出される前年、大正九年（一九二〇）から一〇月一〇日に変更されていたのである。その翌年に県に願い出が提出され、正式に変更が認められていたと考えられる。

次に、この「例祭日変更願」の添付資料として大正一〇年（一九二一）八月に、牟山神社社掌と氏子総代三名より愛知県知事へ提出したと推測される文書「現在例祭日ノ決定沿革」〔牧野 二〇二〇b〕を確認したい。その文言は次のとおりである<sup>9)</sup>。

#### 現在例祭日ノ決定沿革

右<sup>ハ</sup>是迄<sup>ハ</sup>大字部内<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>、神明社<sup>ハ</sup>九月拾六日、且又牟山社<sup>ハ</sup>九月八日<sup>ヲ</sup>テ祭典執行候処、小學校及当大字<sup>ハ</sup>蚕地業家多<sup>キ</sup>ニヨリ、冷蔵蚕地第二回飼育中<sup>ニ</sup>相当<sup>シ</sup>、例年通<sup>リ</sup>ニテ<sup>ハ</sup>飼育<sup>ヲ</sup>廢止<sup>スル</sup>者多<sup>キ</sup>ニヨリ、大<sup>イ</sup>ニ不利益<sup>ト</sup>存<sup>シ</sup>、尚又残暑之候<sup>ニ</sup>付、衛生上之關係ヨリ大字協儀<sup>シ</sup>、上<sup>ニ</sup>候

也。

大正元年八月拾八日、祭典期日変更願之理由書ヲ謄写セシモノニテ候也。

〔牧野 二〇二〇b 一一六一―一一七〕

内題中の「現在例祭日」とは、本資料が記された大正一〇年（一九二一）八月時点の例祭日とされる一〇月一日のことである。本資料には、大正元年（一九一三）以前は例祭日が九月八日であったこと、同年に一〇月一日への移行を希望したことが示されている（10）。また、大正元年（一九一三）の日程変更の理由として、①現日程での例祭実施は、この地で盛んな養蚕業に支障をきたしてしまふ、②現日程は残

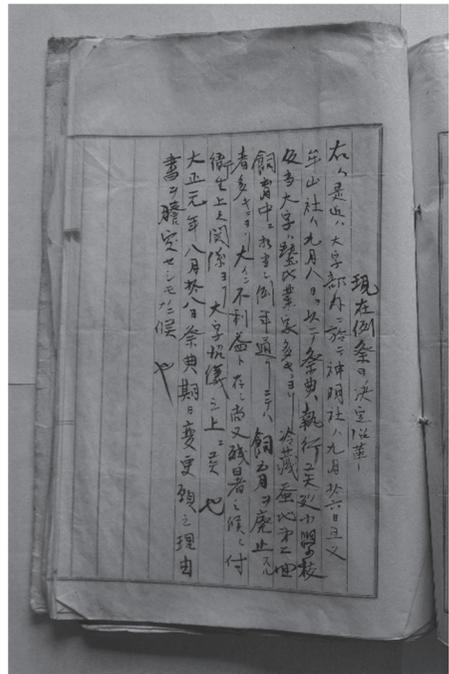


写真2 「現在例祭日ノ決定沿革」  
(牟山神社蔵・筆者撮影)

暑と重なるため、衛生上の問題がある、以上二点を挙げています。

なお、本資料に記される「冷蔵蚕地第二回飼育」とは、秋蚕の飼育を指すと考えられる。秋蚕の飼育期は八月から九月上旬であるが、変更前の例祭日とされる九月八日と、秋蚕の飼育時期がおおよそ重なる。夏蚕を一度目の冷蔵蚕として、その次の冷蔵蚕である「秋蚕」の飼育を「冷蔵蚕地第二回飼育」と記したと考えられる。これらのことより、大正元年の変更は、養蚕業の中でも秋蚕飼育への配慮のために例祭日の変更を行なったと考えられる。

以上の資料から、大正期、二度にわたり例祭日が変更されていたことが明らかとなった。大正期の一度目の変更は、大正元年（一九二二）以降で、九月八日から一〇月一日への変更であった。二度目の変更は、大正九年（一九二〇）で、一〇月一日から一〇月一〇日に変更された。ただし、変更願が愛知県に提出されたのは、大正一〇年（一九二二）である。変更理由として挙げられた養蚕業に着目すると、一度目の変更は秋蚕飼育への配慮、二度目の変更は晩秋蚕飼育への配慮であった。当地域では段階的に養蚕業が発展したと考えられる（11）。

また、「現在例祭日ノ決定沿革」により、明治四四年（一九一一）までは九月八日に例祭が斎行されていたことがわかる。これにより、明治時代のある時期から例祭が八月八日から九月八日に変更されていたと考えられる（12）。

なお、第一節で筆者は「祭礼祝詞」に記される「八月八日」について、新暦八月八日だった可能性を残し、断定を避けていた。しかし、

本節で提示した資料により、旧暦八月八日の可能性の方が高いと考えられる。八月八日から九月八日の日程変更は、八日という日付が同一で、日にも比較的近いことから、近代以降の旧暦から新暦への改暦に伴って行なわれた月遅れの変更と考えられる。こうした場合であるならば、旧暦の八月八日から新暦の九月八日に変更されたと考えられ、「祭礼祝詞」の「八月八日」は旧暦の可能性が高いと考えるのである。

### 三、総括

以上考察してきたように、牟山神社例祭日の変遷について、先行文献である『朝倉の梯子獅子』や『知多市誌』等に記される内容は、一部、史実を正確に記述しているとは言いがたいことが明らかになった。

ここまで、近世・近代の例祭日について考察したが、その後、同社例祭日はどのような変遷をたどったのだろうか。

大正後期の変更以降、四〇年間ほど例祭日は変わらず一〇月一〇日に執り行なわれた。だが、昭和三八年（一九六三）に再び変更され、一〇月第一日曜日に斎行することとなった（「知多市教育委員会編 一九七〇 五一六」）。この変更については、牟山神社所蔵の氏子総代によって記された『日誌』に記述がある。本資料、昭和三八年（一九六三）六月一三日条には、次のように記される。

午後八時、氏子、青年会長外五名、役員一名集合し、祭典期日変  
十月第一日曜日お祭を御意見出て字役員決定して御願致する

表1 牟山神社例祭日の変遷 (筆者作成)

	時代	例祭日	日程変更に関する典拠	変更理由・備考
1	江戸期 (詳細不明)	旧曆 4月8日	[知多市教育委員会編 1970]	
2	江戸後期(変更年不明)～ 明治期	旧曆8月8日	変更された年は定かではないが、8月8日に例祭を斎行していたと考えられる根拠は次の三点。①[知多市教育委員会編 1970] ②文政12年(1829)の中嶋村の古文書[知多市教育委員会編 1988] (本稿174(二七)頁) ③明治期の「祭礼祝詞」(知多市歴史民俗博物館蔵)	変更理由不明。 少なくとも明治38年(1905)、明治40年(1907)、明治41年(1908)は、旧曆8月15日に斎行。(牟山神社蔵『供物雑品支払帳』[本稿173(二八)頁])
3	明治期(変更年不明)～ 明治44年(1911)	新曆 9月8日	「現在例祭日ノ決定沿革」(大正10年筆・牟山神社蔵) [本稿170(三一)頁]	例祭日を新曆に置き換える際に、江戸期の例祭日・旧曆8月8日と近い時期として設定したか(月遅れで実施)。
4	大正元年(1912)～ (もしくはその翌年以降)	新曆 10月1日	「例祭日変更願」[現在例祭日ノ決定沿革](大正10年筆・牟山神社蔵) [本稿171(三〇)・170(三一)頁]	①養蚕農家の増加、それまでの例祭日は秋蚕飼育が多忙な時期のため。②残暑の頃の例祭実施は衛生上問題があるため。
5	大正9年(1920)～ (愛知県への提出書類上は 大正10年(1921)～)	新曆 10月10日	①「例祭日変更願」(大正10年筆・牟山神社蔵) [本稿171(三〇)頁] ②氏子による『日誌』(大正11年(1922)から昭和5年(1930)の日誌・牟山神社蔵)の大正11年(1922)10月10日条 [本稿171(三〇)頁] ③『金銭出入帳』(大正8年(1919)・大正9年(1920)・牟山神社蔵) [本稿170(三一)頁]	①養蚕農家の増加、それまでの例祭日は晩秋蚕飼育が多忙な時期のため。②境内拡張工事終了後に例祭を行ないたいため。
6	昭和38年(1963)～ (現在に至る)	10月 第一日曜日	①[知多市教育委員会編 1970] ②氏子による『日誌』(昭和28年(1953)から昭和38年(1963)の日誌・牟山神社蔵)の昭和38年(1963)6月13日条。[本稿169(三二)頁]	臨海部の埋め立て等による第一次産業の衰退と勤め人の増加、日曜日を休日とする生活サイクルへの移行・変化のため。

## 〔氏子総代執筆の『日誌』による〕

このように書かれ、昭和三八年（一九六三）に変更の協議と決定がされたことがわかる。また、同年一〇月六日条には、この日例祭が執り行なわれたことが記されており、実際に一〇月第一日曜日に変更されたことがわかる。筆者による当時の担い手の方々への聞き取り調査においても、昭和三八年（一九六三）から一〇月第一日曜日に例祭が行なわれるようになったことを確認できた。この変更の理由については、『朝倉の梯子獅子』には、「大都市への通勤者の増加もあって」（「知多市教育委員会編 一九七〇 六」と記されている。生業の変化や、勤め人が増加したことにより日曜日を休日とする生活サイクルを営む人々が増加したことによって、一〇月第一日曜日に変更されたと考えられるのである。

ここで、本稿で明らかになった変遷を改めて整理すると、表1のようになる。

このように、可能なかぎり史実としての例祭日の変遷を整理することができたが、旧暦四月八日の例祭日に関する資料や、四月八日から八月八日、あるいは八月八日から九月八日へと変更された時期・理由、信仰的意義などについては、未確定の点もある。これらについては、さらに資料収集を行ない、検討する必要があるだろう。

## おわりに

本稿では、牟山神社例祭日の遷り変わりについて、歴史資料を中心に考察し、先行文献の記述が史実を正確に伝えていないことを明らかにするとともに、新たに明らかとなった例祭日の変遷を提示した。だが、各変更の時期を断定するには、資料が若干不足している部分もある。本稿で提示した変遷を裏付けるために、今後さらに資料調査を進めたいと考えている。

本稿で主題とした神社例祭日の変更・変遷については、これまでの研究では、静岡県周智郡の祭礼を事例に、氏神・産土神の祭りが近代国家の政策の影響を受け、国民の祝日に祭日に変更されたことを指摘する谷部真吾の論考（「谷部 二〇〇四」）や、春日社の御田植の祭における明治期の旧暦から新暦の変更を紹介する川合泰代の論考（「川合 二〇一二」）、福島の羽黒神社における一九八〇年代の観光事業化に伴う祭日変更を取り上げた松井圭介の論考（「松井 一九九七」）等を挙げることができ。しかし、いずれも一〜二か月程度の日程変更の事例を取り上げたものである。特に、川合や松井の論考は、近現代の旧暦から新暦の変更を扱っており、祭日の変更が祭りの意味そのものに影響を与えるものではなかった。一方、本稿で扱った牟山神社例祭は、祭日が旧暦四月から旧暦八月、さらに新暦一〇月へと大幅な変更がなされた。この点で、他の事例とは祭日変更における意味や影響力が異なると思われる。筆者は、例祭日の変更の影響によって、自身が主に研究する民俗芸能・朝倉の梯子獅子の意味付けが変容している可能性がある

ると考えており、例祭日の変更を正確に把握することは重要な着眼点と考える。この点については、今後さらに研究を進め、発表していきたい。

また、本稿では深く触れることができなかったが、大正期の牟山神社における例祭日の変更事由には、養蚕業の影響によるものや、衛生上の問題を理由としたもの等、興味深い理由が挙げられていた。これらも手掛かりとして、今後、牟山神社例祭や、そこで奉納される梯子獅子の意義を考えていきたい。

## 付記

本稿における牟山神社所蔵資料の調査と文面掲載は、牟山神社氏子総代の皆様よりご許可とご協力を頂戴いたしました。また、本稿執筆にあたり、朝倉地区の皆様からの多大なご協力もいただきました。いつも変わらずご支援いただいている朝倉の皆様は心より御礼申し上げます。ほかに、本稿では知多市歴史民俗博物館から所蔵資料調査の協力をいただきました。「祭礼祝詞」の史料解説については、樋口政則氏（江戸川区教育委員会学芸員）の教示を得ました。記して感謝申し上げます。

なお、本研究は、日本民俗学会第七二回年会愛知大会（二〇二〇年一〇月オンライン開催）において行なった個人発表「民俗文化継承基盤としての地域の生業変化―愛知県知多「梯子獅子」奉納の神社例祭日の変遷に注目して―」の発表原稿の一部を利用したものです。

また、本稿は、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費 1912164）の助成を受けた研究の成果の一部です。

## 註

- (1) 牟山神社には、昭和二八年（一九五三）一〇月から昭和三〇年（一九五五）三月の間に作成された「牟山神社特別神事梯子獅子に就いて」というガリ版刷りの一枚物の資料が所蔵されている〔牧野 二〇二〇。七五〕。本資料には、「例祭日わ陰曆八月八日であったが明治四十二年に十月一日に変更例祭日とし更に昭和四年十月十日と改めた」と記されており、旧曆八月八日以降の説明については、『朝倉の梯子獅子』の説明と一致している〔知多市教育委員会編 一九七〇。五〕。『朝倉の梯子獅子』の例祭日の変遷に関する記述には、典拠は示されていないものの、神社所蔵の本資料を一部参考にした可能性がある。

- (2) 牟山神社の背後には小高い山があり、現在は朝倉里山、朝倉山などと呼ばれる。牟山神社は「昔は山頂に建立されていた」（知多市教育委員会編 一九七〇。五）と伝わり、現在の朝倉山に建立されていた。このことより、本資料では牟山神社を氏神山と記したと考えられる。

- (3) 本資料の翻刻が掲載されている『知多市民俗資料館年報三』には、所蔵先等の書誌情報は記されていない。そのため、二〇二〇年一〇月時点で、原文書にあたることができなかった。

(牧野 由佳)

- (4) 村を越えた若者同士の喧嘩による訴訟騒動の顛末については、その後、代官所へ何通かの文書が提出されたが、近隣他村の庄屋や組頭が間に入り、同年一二月に和解に至ったようである。負傷した中嶋村の九兵衛は、九月には全快したという報告がされている〔知多市民俗資料館編 一九八八 二九一—三二二〕。
- (5) 本資料の□については、この文字の中央から下部にかけて欠損が見られるが、上部がわずかに確認でき、「甲」の字が入るとも考えられる。しかし、甲酉は干支としてあり得ない。「甲」であるとする、本資料は祭礼祝詞の雛型として作られた可能性が高い。ただ、その場合であっても本文中に「明治」と記されていることから、明治年間に本資料が作成されたことに違いないと考えられる。
- (6) 本文書は、『大正拾年壹月 願届届書綴』に綴られている。本綴は、主に大正一〇年（一九二一）頃から昭和初期、八幡村役場や愛知県庁等への届け出書類等の原本や写し、案文が少なくとも一三〇点以上まとめられている。書類の内容は多岐にわたり、元社掌の辞職願、石燈籠建設願、境内増加願、保安林の伐採願等が例として挙げられる〔牧野 二〇二〇b 一一二〕。
- (7) 『神社諸願届記載例』（一九二〇）は、国立国会図書館デジタルコレクションを参照した〔<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/962091>、二〇二〇年一〇月一六日閲覧〕。
- (8) 書誌情報は、「牧野 二〇二〇b 一一二」を参照。
- (9) 書誌情報は、「牧野 二〇二〇b 一一〇—一一二」を参照。
- (10) 本資料からは、実際に大正元年（一九一三）から日程が変更になったかは明らかではない。しかしながら、大正八年（一九一九）『金銭出入帳』に一〇月一日に例祭実施の旨が記されていることから、少なくとも大正八年（一九一九）までには一〇月一日に例祭が行なわれるようになっていたと考えられる。
- (11) 当地域における近代の養蚕業の展開と例祭との関わりについては、別稿で詳細を論じる予定である。
- (12) ただし、実際は、明治末期も新暦九月八日ではなく、江戸時代以来の旧暦八月八日に斎行していたかもしれない。県知事への提出書類には便宜上新暦表記をした可能性があり、実際の例祭は旧暦で行なった場合もあるだろう。これについては、推察であるため、今後、明治末期の資料調査をさらに進め、実態解明につなげたい。

### 参考文献

- 川合泰代 二〇二二 「聖なる水の力による稲の早苗の成長への祈り 春日社の御田植の祭と春日社旧神領の水口祭における松苗儀礼の分析から」〔『明治学院大学教養教育センター紀要』六（二） 明治学院大学教養教育センター〕
- 小浜元夫編 一九二〇 『神社諸願届記載例』 大鐘紙店
- 知多市教育委員会編 一九七〇 知多市文化財資料第一集『朝倉の

梯子獅子』知多市教育委員会

知多市民俗資料館編 一九八八 『知多市民俗資料館年報三』 知多市教育委員会

知多市誌編さん委員会編 一九八一 『知多市誌』 本文編 知多市

知多市誌編さん委員会編 一九八三 『知多市誌』 資料編三 知多市

牧野由佳 二〇二〇 a 「愛知県知多半島朝倉の梯子獅子関係資料」郷

土芸能調査票 朝倉の梯子獅子』『人間文化研究』三三三号 名古屋

市立大学大学院人間文化研究科)

牧野由佳 二〇二〇 b 「愛知県知多半島朝倉・牟山神社関係近代資

料 大正十年「例祭日変更願」「現在例祭日ノ決定沿革」「例祭日変

更事由」(『人間文化研究』三四号 名古屋市立大学大学院人間文化

研究科)

牧野由佳 二〇二〇 c 「知多半島「朝倉の梯子獅子」の戦後におけ

る伝承の変容 —文字メディアの影響に注目して—」(『民俗芸能研

究』六九号 民俗芸能学会)

松井圭介 一九九七 「福島市における祭礼空間の変容」(『地域調査

報告』一九 筑波大学地球科学系人文地理学研究グループ)

谷部真吾 二〇〇四 「祭りの社会人類学的研究 「森の祭り」の史的

考察を中心に」慶応義塾大学大学院社会学研究科博士論文

横須賀町史編集委員会編 一九六九 『横須賀町史』 横須賀町